

シンポジウム参加記

去る2007年8月26日、キャンパスプラザ京都を会場に、シンポジウム「未来への遺産—重要文化財「京都府行政文書」の保存と活用—」が開催された。公開シンポジウムであり、関西を中心に歴史研究者、保存科学研究者、文書館関係者、大学院生、大学生及び郷土史家など150名余が参加した。都道府県文書館からは福島・秋田・埼玉・鳥取・山口などの参加が見られ、近代行政文書の文化財指

定に対する関心の高さを窺わせた。

シンポジウムは、科研「京都府行政文書を中心とした近代行政文書の史料学的研究」（2005～2007年度）の中間報告として公開された。「京都府行政文書」15,407点は、2002年に都道府県の近代行政文書群として初めて国指定重要文化財に指定された。その後、「山口県行政文書」が国指定重要文化財、「東京府及び東京市関連行政文書」、「埼玉県行政文書」及び「群馬県行政文書」が都道府県指定文化財にそれぞれ指定されている。

本科研は「京都府行政文書」を対象に近代行政文書を大量の史料群として捉えて、保存科学と史料学の両面からアプローチし、さらに文化財指定後の保存と活用方法を検討したものである。研究の具体的目的は、以下の三つとされる。①京都府行政文書の損傷状態の評価方法の検討、②簿冊の形態や劣化状況などのデータベースの作成、③他の文書群との比較による近代行政文書の体系的把握である。これらは、戦前府県庁文書群の本格的な研究として国内最初の試みであり、中間報告を公開した意義は大きい。近代行政文書を既に文化財指定した自治体、また今後指定予定の自治体に対して貴重なテスト・ケースを示してくれた。

シンポジウムの前日、京都府立総合資料館見学会が行われた。資料館4階講堂では、「京都府行政文書」のうち34冊が白布を掛けたテーブル上に置かれていた。京都府政の各分野の公文書を紹介すると共に、劣化や変形の著しい簿冊も敢えて展示された。展示解説リストには簿冊内容のほか劣化や変形の状況が簡潔に記載されていた。保存科学と史料学の両部門に立脚した科研の性格を端的に表した展示だったと思われる。書庫見学では、重文「京都府行政文書」の保存環境が説明された。資料館は1963年の建築で外壁に断熱材が無く、京都盆地特有の寒暖の影響を受けやすい構造にある。見学当日は気温36℃の酷暑だったが、書庫内に空調設備は無く汗ばむ環境だった。同館所蔵の重文「東寺百合文書」は

桐箱で外気の影響を緩和するそうだが、「京都府行政文書」は中性紙保存箱には収納せず書架に直接配架されており、同館の抱える保存環境上の課題を実感した。今回、科研で保存科学面の研究を重視した緊急性も理解できた。



劣化の著しい簿冊

26日のシンポジウムでは、国立公文書館の高山正也氏による基調講演の後、科研メンバーから5本の報告が行われた。そのテーマと概要を紹介してみよう。

報告1の小林啓治氏「近代行政文書研究の諸課題」は、科研の大枠を示したものである。歴史資料としての近代行政文書、特に府県庁文書群を概説後、本科研の特色である保存科学と史料学の二つの観点が説明された。保存科学面の話では、膨大な点数の文書群ゆえに直面する物理・化学的限界と経済的条件の問題が重要に思われた。また、文化財指定の意義について、保存・公開・活用の面から説明された。やはり膨大な点数の文書群では、従来の文化財保護法に基づいた方法論を見直す必要があるようである。

報告2の飯塚一幸氏「近代史研究と行政文書」は、史料学の観点から「京都府行政文書」を滋賀県及び宮崎県庁文書群と比較分析したものである。京都府の文書管理については、戦前の書庫整理に伴う収集と廃棄、戦時中の文書疎開、敗戦前後の文書焼却などの経緯も史料に基づき紹介された。史料「日本政府ノ公用書類綴込並ニ記録返還ニ関スル件」は、GHQによる公文書保存復旧の指令であり新知見だった。戦前府県庁の文書管理制度に關

しては、京都府はじめ各都道府県の文書館に数多くの研究蓄積がある。報告にそれらがあまり反映されていなかった点は惜しまれる。

報告3の石川登志雄氏「文化財としての京都府行政文書」は、文化財指定に関するものである。石川氏は、京都府の文化財保護課に在勤中、「京都府行政文書」の文化財指定に携わった。報告では、近代行政文書を文化財として捉える有効性と課題が提示された。

有効性としては、文化財指定で散逸廃棄防止に法的拘束力を期待できることが挙げられた。また、都道府県の近代行政文書を文化財指定し顕彰することが、市町村はじめ近代事務文書総体を保存することの重要性の認識につながるとした。さらに文化財指定は、将来的保存性を危惧される近代紙資料に対し積極的な保存対策を検討できる理由となる。課題としては、文化財指定後、アーカイブズ機関における閲覧利用また保存修復に様々な制約を伴うだろうことが述べられた。

保存修復の問題では、文化財保護法第43条（現状変更等の制限）との整合性で、指定文化財の近代行政文書について修復措置の可能範囲が確認された。維持の措置として員数や形状等の変更を許可するのは、基本的に文化財を原状に復する場合に限られるという。アーカイブズにおける「原形保存の原則」と共有できる部分が有るのではないかと考えられた。「京都府行政文書」の修復にあたっては、法の規定と趣旨を尊重する形で、劣化の度合いに応じ修復のステージを4段階に分け、各内容および程度、施工者を設定している。京都で示された4段階修復法は、指定文化財の近代行政文書を取り扱う文書館にとって今後の大きな指標になるだろう。報告時間に制約も有ったが、各段階の修復事例もスライド等で具体的に紹介して欲しかったところである。

報告4の稲葉正満氏「近代行政文書のための保存科学」は、保存科学面から近代行政文書一般を論じたものである。報告では、まず記録媒体の種類による保存期間の期待値が説

明された。記録媒体には寿命があるが、種類による格差も大きい。近代行政文書の場合、作成時期によって罫紙の紙質が異なり、また1点の簿冊に多種多様な紙質を混在する場合も少なくないという。保存科学の観点から見た場合、近代行政文書の方が近世文書よりも複雑な問題を抱えていることを理解できた。

報告では次に、「京都府近代行政文書」のような大量の文化財を保存する際の理念について、問題提起された。注目すべきは「群としての保存」の考え方である。現在の文化財保護法は、大量の近代行政文書群の保存修復を想定していない。近代行政文書群の場合、全点に完全な保存修復措置を施すことは、自治体の経済的条件から極めて困難である。群として保存するためには、環境管理やIPMなどによる予防措置と併せ、報告3で紹介された段階的保存処置も組み合わせるといふ。稲葉氏は、「群としての文化財」を「利用のために保存」する新たなルールとシステムの確立が必要であると提唱した。この「群としての保存」は、今後、都道府県や市町村の近代行政文書が文化財指定される際、方法論として大いに有用であると思われる。ただし、「群としての保存」は、膨大な点数のうち2～3点程度ならば簿冊の滅失も許容と誤解され得る危険性も内包している。ゆえに、ルールとシステムの確立に至るまでには十分な検討が必要だろう。

報告5の金山正子氏「近代行政文書の保存と修復」は、「京都府近代行政文書」の劣化状況をコンサーバーの立場から保存科学的に分析したものである。詳細は、ポスター報告の入山洋子氏「京都府行政文書 保存・劣化状態概要調査の報告」および海野彰子氏「京都府行政文書の劣化調査—pH測定による現状把握—」と連携している。大量の近代行政文書群の総体を物理・化学的に分析した初めての試みであり、非常に貴重なデータを提供してくれた。各都道府県や市町村の近代行政文書の保存修復にも共通するパターンが幾つも紹介された。報告を聴き、近代行政文書の

歴史は、用紙や筆記具など記録媒体の変化の歴史でもあると思われた。その変化は、近世以前の和紙と筆墨の時代よりも遙かに急激かつ複雑多様である。3氏の報告では、「京都府近代行政文書」の簿冊を明治年間や昭和10年代など時期区分し、紙質やインク、金具や綴綴形態ほかが分析された。報告から、一見雑多な近代行政文書の劣化状態も、作成時期の材質等により特徴的パターンが存在することに気付かされた。報告には無かったが、筆者は劣化のパターンに近世以前から存在した「旧タイプ」と近代以後の「新タイプ」とが有ると考えたい。前者はフォクシング・汚損・水濡れ・カビ害・虫損など、後者は綴綴の不具合・金具錆・茶変色・酸性劣化・インク劣化などである。近代行政文書の保存修復を困難かつ喫緊の問題にしているのは、恐らく後者だろう。そこに報告4の「群としての保存」の方法論を導入した場合、ある程度の方向性が見えそうである。

さて、本科研およびシンポジウムの意義は、次の二点で評価されるべきだと思われる。

第一点は、府県庁文書群を対象とした保存科学的研究が本格的に行われ、その成果を共有化したことである。従来、府県庁文書群に関しては文書管理制度や文書群構造など史料科学的研究が、主に文書館の職員により蓄積されてきた。アーキビストによる研究中心だったと言えよう。本科研およびシンポジウムは、府県庁文書群の研究をさらに保存科学の次元へ進めたものと位置づけたい。シンポジウムの報告4と5で示されたとおり、近代行政文書は多種雑多な劣化要因を抱えた大量の史料群である。その保存修復には、やはり特有の保存科学的研究が必要になる。科研メンバーにはコンサーベーターも加わり、保存科学上での貴重な研究成果が紹介された。全国の文書館が成果を共有することで、今後は保存科学面の研究が蓄積されていく可能性も期待される。それゆえ、本科研及びシンポジウムは、府県庁文書群の研究上の画期として高く評価したい。

第二点は、文化財指定された近代行政文書の保存と活用について初めて指針が示されたことである。シンポジウムの報告3で紹介されたとおり、大量の群である近代行政文書の取り扱い、現行の文化財保護法制定時には想定されなかった諸課題を抱えている。重文「京都府近代行政文書」の保存と活用の事例は、指定文化財を所蔵する館や今後の指定を目指す館にとって灯台となるだろう。また、今後の文化財行政に、アーカイブズ資料の保存と活用の視点が入ることも期待されよう。

本科研及びシンポジウムは、文化財指定された大量の近代行政文書群を取り巻く諸課題に対し、分析から導き出された普遍的な方向性を全国に先駆けて示したものである。京都府近代行政文書の文化財指定第1号として、後続に対する責務を見事に果たしたと言えよう。日本のアーカイブズ発達史上に画期の一つとして記憶さるべき価値あるものと思われる。筆者としては、本科研およびシンポジウムの意義の大きさをより多くのアーキビストに認識してもらいたいと考える。

京都府立総合資料館には、「京都府近代行政文書」に関し竹林忠男氏や渡辺佳子氏らによる史料学面の先行研究が蓄積されている。科研が保存科学と史料学の両面からの研究を目的に掲げた上は、シンポジウムで「京都府近代行政文書」を扱うアーキビストによる報告も必要だったのではないか。2007年度末の科研報告書には資料館の研究蓄積が活かされることを、是非とも期待したい。

秋田県公文書館 柴田 知彰